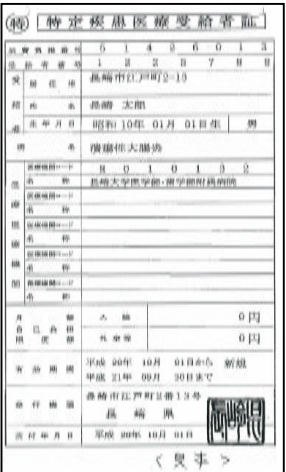
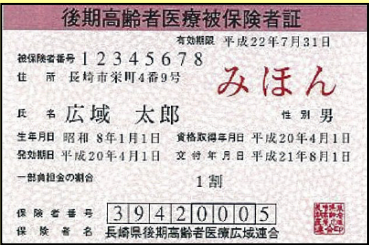
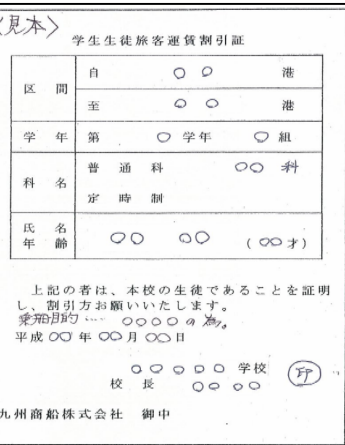

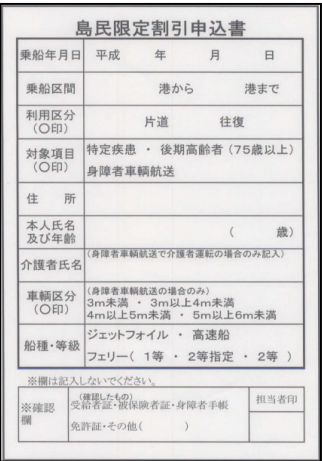


九州商船 長崎～五島航路 島民限定の新・運賃割引制度が、4月以降もつづきます!

長崎県離島基幹航路運賃対策協議会の取組みにより平成22年1月1日から開始した下五島長崎航路における島民限定の各種割引を、平成22年4月1日以降についても、同じく下記のとおり継続することとなりましたので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

割引の名称	① 特定疾患割引	② 後期高齢者割引 (75歳未満除く)	③ 学生就職活動者・学生進学受験者割引	④ 学生グループ割引	⑤ 身体障害者に対する車両航送運賃割引
適用方法	五島市ならびに新上五島町在住の者で、 特定疾患医療受給者証 の交付を受けている者に適用する。	五島市ならびに新上五島町在住の者で、 75歳以上 の者に適用する。	五島市ならびに新上五島町在住の者で、 小学6年生、中学3年生 または 高校3年生 で、就職活動・進学受験を行う者に適用する。	五島市ならびに新上五島町在住の者で、小学生、中学生及び高校生の構成人員 5名以上 の学生グループで学校長が認める学校行事・島外学習・スポーツ大会等に参加する者に適用する。	五島市ならびに新上五島町在住の者で、 身体障害者手帳 の交付を受けている者(第1種身体障害者については、介護者を含む)に適用する。
適用条件	(※1) 特定疾患医療受給者証の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある(※5)「 島民限定割引申込書 」を提出した場合に限る。	(※2) 後期高齢者医療被保険者証等、75歳以上及び住所が確認出来る書類の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある(※5)「 島民限定割引申込書 」を提出した場合に限る。	就職活動・進学受験を目的とした場合で、本人所属の 学校長等 から交付を受けた、(※3)「 就職活動・進学受験を目的とする利用である事が明記された証明書 」を提出した場合に限る。 学校長からの証明書は、片道1回乗船ごとに必要とする。	学校行事・島外学習・スポーツ大会等の行事参加を目的とした場合で、本人所属の 学校長等 から交付を受けた、(※4)「 学校行事・島外学習・スポーツ大会等の行事参加を目的とする利用である事ならびに利用者全員の氏名が明記された証明書 」を提出した場合に限る。 学校長からの証明書は、片道1回乗船ごとに必要とする。	身体障害者手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある(※5)「 島民限定割引申込書 」を提出した場合に限る。介護者については、身体障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該身体障害者同一の乗船区間、乗船等級等を利用する場合に限る。
割引内容	長崎～福江・長崎～奈良尾・長崎～奈留島間を利用する旅客に限り特定疾患者の旅客運賃(「高速船」便にあっては運賃)については 5割引 とする。	長崎～福江・長崎～奈良尾・長崎～奈留島間を利用する旅客に限り75歳以上の者の旅客運賃(「高速船」便にあっては運賃)については 5割引 とする。	長崎～福江・長崎～奈良尾・長崎～奈留島間を利用する旅客に限り学生就職活動者・学生進学受験者の2等旅客運賃(「高速船」便にあっては運賃)については 5割引 とする。	長崎～福江・長崎～奈良尾・長崎～奈留島間を利用する旅客に限り学生グループの2等旅客運賃(「高速船」便にあっては運賃)については 5割引 とする。(但し、保護者・引率者などの大人は適用外とする。)	長崎～福江・長崎～奈良尾・長崎～奈留島間を利用する身体障害者が運転の場合(第1種身体障害者においては介護者が運転手の場合も含む)の自動車航送運賃については、運転手の2等旅客運賃の 5割 を割引く。
提示する等本の見	(※1) 	(※2) 	(※3) 	(※4) 	(※5) 

※運賃および詳細については、九州商船(株)福江支店(0959-72-2191)・九州商船(株)奈良尾営業所(0959-44-1515)までお問い合わせください。